

**新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画
物資の確保に関するガイドライン**

令和8年4月

目 次

第1章	基本的な考え方	1
1	目的	1
2	医療機器について	1
3	個人防護具について	1
第2章	準備期の対応	2
1	医療機器について	2
2	個人防護具について	2
第3章	初動期の対応	3
1	医療機器について	3
2	個人防護具について	4
第4章	対応期の対応	4
1	医療機器について	4
2	個人防護具について	4
3	感染症対策物資等の運送等の要請等について	5
4	感染症対策物資等の売り渡しの要請等について	5
	文末脚注	6

第1章 基本的な考え方

1 目的

感染症対策物資等¹は、有事において、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものであり、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにすることが必要である。

具体的には、生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して平時から生産、輸入等の状況について報告を求め、その状況を国が把握することや、物資が不足することのないよう、国や協定締結医療機関、事業者と連携しながら、個人防護具の備蓄等、物資の確保に努めることが重要である。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、感染症まん延時等の感染症対策物資等に対する需要が高まる中においても、これらを確実に確保するために県が取り組むべき事項の参考となるよう作成したものであり、以下の基本的な考え方を踏まえ、状況に応じながら必要な対応を講じていくこととする。

2 医療機器について

- ・医療機器²について、特に医療の提供に当たって必要となるものである一方、感染症の種類によって必要となる医療機器は異なるものと考えられる。
- ・こうしたことから、準備期においては、新型コロナウイルス感染症対策において一定の確保対策を行った品目等³についての備蓄を推進するなど、必要な取組を行う。
- ・初動期及び対応期においては、新型コロナウイルス感染症対策において一定の確保対策を行った品目等に加えて、感染症の特性も踏まえその他の医療機器について新たな対応が必要となった場合には、必要台数の確保に努める。

3 個人防護具について

- ・本ガイドラインにおいて、個人防護具とは、サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋を指す。
- ・国、県及び協定締結医療機関は、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、個人防護具を備蓄する。
- ・準備期において、県は、個人防護具の備蓄を推進し、協定締結医療機関⁴の備蓄等の状況を確認する。
- ・初動期において、県は、協定締結医療機関における個人防護具の直近の備蓄等の状況について確認し、不足するおそれがある場合等においては、国や感染症対策物資等の事業者と連携しながら必要量の確保に努める。
- ・対応期において、個人防護具の供給状況の回復に一定程度時間を要する場合や、国による生産要請等を踏まえてもなお不足するおそれがある場合等には、県は国と連携して、医療機関等⁵に個人防護具を配布する。

第2章 準備期の対応

1 医療機器について

(1) 体制の整備

県は、国が事業者に対する生産、輸入の要請・指示等を円滑に行うことができるよう、国との情報共有体制を整備する。

(2) 医療機関における人工呼吸器の配置の調査

県は、重症者用病床を有し、病床確保に関する協定を締結した医療機関において、必要な人工呼吸器（一般的名称が汎用人工呼吸器又は成人用人工呼吸器であるもののうち、重症肺炎患者に使用可能であり、気管挿管に対応可能なもの。）が適切に配置されているかについて、平時から、年に1回程度、医療機関等情報支援システム（G-MIS）⁶を通じて確認する。

2 個人防護具について

(1) 体制の整備

多様な主体により備蓄を確保する観点から、以下の考え方に基づき備蓄体制を整備する。

医療機関等：最前線で感染症に対する医療を提供する主体として備蓄を行う。

県：県内の医療機関等に個人防護具を迅速に配布し、医療提供体制を維持する観点から備蓄を行う。

国：供給状況が回復するまでの間、医療機関等や県における備蓄により対応してもなお、個人防護具が不足するおそれがある場合等に、必要な個人防護具を配布する観点から備蓄を行う。

(2) 備蓄

- ・国、県及び協定締結医療機関は、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、個人防護具を備蓄する。なお、N95 マスクについてはDS2 マスク（厚生労働省が定めた国家資格「DS2」に合格した使い捨て防じんマスク）で、フェイスシールドについてはゴーグル等での代替も可能とする。またアイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれる。

- ・主体ごとの個人防護具の備蓄水準については、以下の考え方を基本とする。

協定締結医療機関：備蓄の推進

県：初動1か月分の備蓄の確保

国：2か月目以降供給回復までの間の備蓄の確保

※協定締結医療機関のうち病院、診療所及び訪問看護事業所については、2か月分（新型コロナ対応（令和3年及び4年頃）の平均的な使用量の2か月分で算出）以上の備蓄を推奨。薬局については、対象物資及び備蓄量は任意。

※協定締結医療機関における備蓄については、回転型での備蓄（当該医療機関において平時から備蓄物資を積み増し、順次取り崩して使用することを繰り返す方法）を推奨。

※県における備蓄については、例えば使用推奨期限の近いものを放出し、それに見合う量を新たに調達する方法を想定している。

※協定を締結していない医療機関等においても、必要な个人防护具の備蓄に努めるものとする。

- ・国及び県においては、个人防护具について以下の備蓄水準を踏まえ計画的・安定的に備蓄する。

	サージカルマスク	N95 マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
備蓄水準	3億1,200万枚	2,420万枚	5,640万枚	3,370万枚	12億2,200万枚
うち国	1億7,400万枚	1,350万枚	3,090万枚	1,980万枚	7億2,900万枚
うち都道府県	1億3,800万枚	1,070万枚	2,550万枚	1,390万枚	4億9,300万枚
うち新潟県	236万枚	18.3万枚	43.6万枚	23.8万枚	842.9万枚

※県においては、協定締結医療機関における備蓄量とあわせて上記の量を備蓄する。

※県の具体的な備蓄量の算出に当たっては、協定締結医療機関における備蓄量のうち1か月目以降分を勘案して控除する。

※県における備蓄水準は、上記の「うち都道府県」の備蓄量を人口割により算出したものを標準とする。

※なお、県が控除することができる「協定締結医療機関における備蓄量」の協定締結医療機関には、薬局も含む。

- ・国及び県は、平時から年に1回程度、都道府県及び協定締結医療機関における个人防护具の備蓄等の状況を医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて確認する。

(3) 社会福祉施設における備蓄

県は、社会福祉施設における个人防护具の備蓄について、可能な限り備蓄に努めるよう働きかける。

第3章 初動期の対応

1 医療機器について

(1) 人工呼吸器の配置状況等の確認

県は、人工呼吸器について、重症者病床を有する、病床確保に関する協定を締結した医療機関における配置及び稼働の状況を医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて調査する。

(2) パルスオキシメーター等の確保

県は、パルスオキシメーターや酸素濃縮器等の自宅療養や宿泊療養等において必要となる医療機器について、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえて必要な台数の確保に努める。

2 個人防護具について

- ・ 県及び協定締結医療機関は、個人防護具の直近の備蓄等の状況について、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて確認する。
- ・ 県は、国が行う生産要請等の実施後から個人防護具の供給回復まで一定程度時間がかかる場合等を想定し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じた緊急配布を含め、国と連携し、医療機関等に対し個人防護具を円滑に配布する準備を進める。

【参考】～新型コロナウイルス感染症対応時の状況～

- ・ 医療機関等において、令和2年2月下旬から、医療用マスク等が不足してきたため、まず、県備蓄分を配布し、その後、国からの供給分や民間企業等からの寄付分を配布
- ・ 配布にあたっては、診療・検査医療機関、高齢者施設等に重点的に配分
- ・ 医療機器販売業者から定期的に情報を入手し、医療資機材の県内流通動向を把握
- ・ 物資の不足状況の把握のため、各医療機関が、Web 入力システム（G-MIS）に消費状況と調達状況を入力

第4章 対応期の対応

1 医療機器について

(1) 人工呼吸器の配置状況等の確認

県は、人工呼吸器について、重症者用病床を有する、病床確保に関する協定を締結した医療機関における配置及び稼働の状況を、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて調査する。

(2) パルスオキシメーター等の確保

県は、パルスオキシメーターや酸素濃縮器等の、自宅療養や宿泊療養等において必要となる医療機器について、新型コロナウイルス感染症対策の経験や、明らかになった感染症の特性等を踏まえて必要な台数の確保に努める。

2 個人防護具について

- ・ 県及び協定締結医療機関は、個人防護具の備蓄等の状況を医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じ、随時確認する。
- ・ 県は、個人防護具の供給回復に一定程度時間を要する場合や、国が行う生産要請等を踏まえてもなお不足するおそれがある場合には、国と連携して、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じた緊急配布等により、医療機関等に対し個人防護具を配布する。

3 感染症対策物資等の運送等の要請等について⁷

- ・ 県は、緊急事態措置⁸を実施するための緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売事業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。
- ・ なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定（地方）公共機関に対して運送又は配送を指示する。

4 感染症対策物資等の売り渡しの要請等について⁹

- ・ 県は、医薬品等の感染症対策物資等の供給が不足し、又はそのおそれがあり、緊急事態措置を実施するため必要であると認めるときは、生産、販売又は輸送事業者等が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売り渡しを要請する。
- ・ 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売り渡しの要請の同意を得るよう努めるものとする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資が使用不能となっている場合や、当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が要請に応じないときは、特に必要があると認める場合に限り、当該特定物資を収用する。
- ・ 県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。
- ・ 県は、これらの措置を実施するに際し、緊急性やその他の事情を踏まえ、国に支援を要請する。

(脚注)

1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
2	人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く）を指す。（薬機法第 2 条第 4 項）
3	2020 年以降の新型コロナ対策において、国がワクチン接種用の注射針・シリンジの買上げを行った。人工呼吸器、パルスオキシメーター、検査キット及び PCR 検査試薬については、売れ残りの買取りを前提とした増産要請を行い、売れ残りについて国が買取りを行った。酸素濃縮装置については、国が借上げを行った。
4	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関をいう。
5	本ガイドラインにおける医療機関等とは、病院、診療所のほか薬局、訪問看護事業所を含む。
6	Gathering Medical Information System 全国の医療機関等から医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
7	新型インフルエンザ等対策特別措置法第 54 条。
8	新型インフルエンザ等のまん延により、感染症対策物資等が不足する事態に備え、必要な物資を確保・配分するために講じる特別な措置。
9	新型インフルエンザ等対策特別措置法第 55 条。